

## 入会申込書等のペーパレス化に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、顧客情報管理システムの導入に伴う入会申込書等のペーパレス化に関して必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 入会申込書等のペーパレス化の対象となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 入会申込書および宣誓書
- (2) 入会申込書添付書類
  - ・法人登記簿
  - ・会社案内又は会社経歴書
  - ・一般労働者派遣事業の許可の書類
  - ・健康保険・厚生年金保険適用届、労災保険・雇用保険適用届
- (3) 変更届

### (方法)

第3条 入会申込書等のペーパレス化は、次により行う。

- (1) 入会申込書および宣誓書

入会申込者が顧客情報管理システムの入会申請フォームに「入会及び変更・退会規程」の別表に掲げる事項および宣誓事項の確認項目に自ら直接入力して協会事務局あてにインターネットにより送信する。
- (2) 入会申込書添付書類
  - ・法人登記簿は、協会事務局が「登記情報提供サービス」を利用して、インターネットにより提供される入会申込者の登記情報が記載されたPDFファイルにより入手する。
  - ・会社案内又は会社経歴書は、入会申込者からのPDFファイルによる提出または協会事務局が入会申込者のHPにより入手する。
  - ・一般労働者派遣事業の許可の書類は、協会事務局が上記(1)の入会申請フォームに入力された許可番号に基づき厚生労働省の「人材サービス総合サイト」により確認する。
  - ・請負事業のみを行っている入会申込者に係る「健康保険・厚生年金保険適用届（事業所毎）」及び「労災保険・雇用保険適用届（事業所毎）」については、入会申込者からのPDFファイルによる提出により入手する。
- (3) 変更届

入会申込書に記載または入会申込フォームに入力した主要事項に変更があった会員企業が顧客情報管理システムの変更届フォームに自ら直接入力して協会事務局あてにインターネットにより送信する。

(関連規程の取扱い)

第4条 「入会手続き規則」第2条第2項に定められている入会申請書に添付する所定の書類については、第3条第1項第2号「入会申込書添付書類」の定めにより取扱う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

附則

1 制定 2022年10月19日